

全協文書第 B19-0251 号  
2020 年 4 月 6 日

会員各位

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会  
会長 一戸 隆男

技能実習生の在留諸申請の取扱いについて  
(新型コロナウイルス感染症に係る情報提供 No.18)

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より当協会の事業運営にご理解・ご協力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

当協会では、技能実習生のビルクリーニング技能検定試験（基礎級・随時3級）について、直近の新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえた上で、受検者、検定委員、補佐員及び事務員その他関係者の安全確保が可能であると判断される場合には、感染症対策に留意しつつ技能検定を実施する予定でございます。

しかしながら、今後、政府等により講じられる措置によっては、試験を延期・中止せざるを得ない事態も想定されますので、当協会のホームページを、適宜、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

なお、政府では、新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響により、①技能実習修了時の技能検定等の受検ができない方、②「特定技能1号」への移行準備がまだ整っていない方、③「技能実習3号」への移行を希望される方は、在留資格を「特定活動（4ヶ月・就労可）」に変更可能とする措置を講じております。

外国人技能実習機構のホームページ <https://www.otit.go.jp/CoV2/> にまとめられていますので、不測の事態に備えてご準備いただけますよう重ねてお願い申し上げます。

敬具

記

【添付資料】

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生の 在留諸申請の取扱いについて（出入国在留管理庁）
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う技能実習生の在留資格 の変更及びこれに伴う技能検定の受検の取扱いについて（厚生労働省参事官）

以上

..... 【本件に関する問い合わせ先】 .....

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会 事業推進部 下平智子

〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館 5 階

TEL 03-3805-7560 FAX 03-3805-7561 t\_simo@j-bma.or.jp

# 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生の在留諸申請の取扱いについて



出入国在留管理庁  
Immigration Services Agency of Japan

## ①本国への帰国が困難な方

- ⇒ 「短期滞在（90日・就労不可）」又は「特定活動（3か月・就労可）」への在留資格変更が可能です（4月3日変更点：許可する在留期間を30日から90日、1か月から3か月に伸長）※ 「特定活動」は、従前と同一の受入れ機関及び業務で就労を希望する方に限ります※ 帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能です

## ②技能検定等の受検ができないために次段階の技能実習へ移行できない方

- ⇒ 受検・移行ができるようになるまでの間、「特定活動（4か月・就労可）」への在留資格変更が可能です※ 従前と同一の受入れ機関及び業務で就労を希望する方に限ります

【以下については技能実習2号を修了された方へのご案内です】

## ③「特定技能1号」への移行のための準備がまだ整っていない方

- ⇒ 移行準備の間、「特定活動（4か月・就労可）」への在留資格変更が可能です※ 今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響に鑑み、必要書類を簡素化しています※ 「技能実習3号」を修了された方も対象となります※ 既に移行のための準備が整っている方については、「特定技能1号」への在留資格変更が可能です  
[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\\_00197.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00197.html)

## ④「技能実習3号」への移行を希望される方

- ⇒ 優良な監理団体及び実習実施者の下であれば、「技能実習3号」への在留資格変更が可能です  
[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\\_00146.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00146.html)

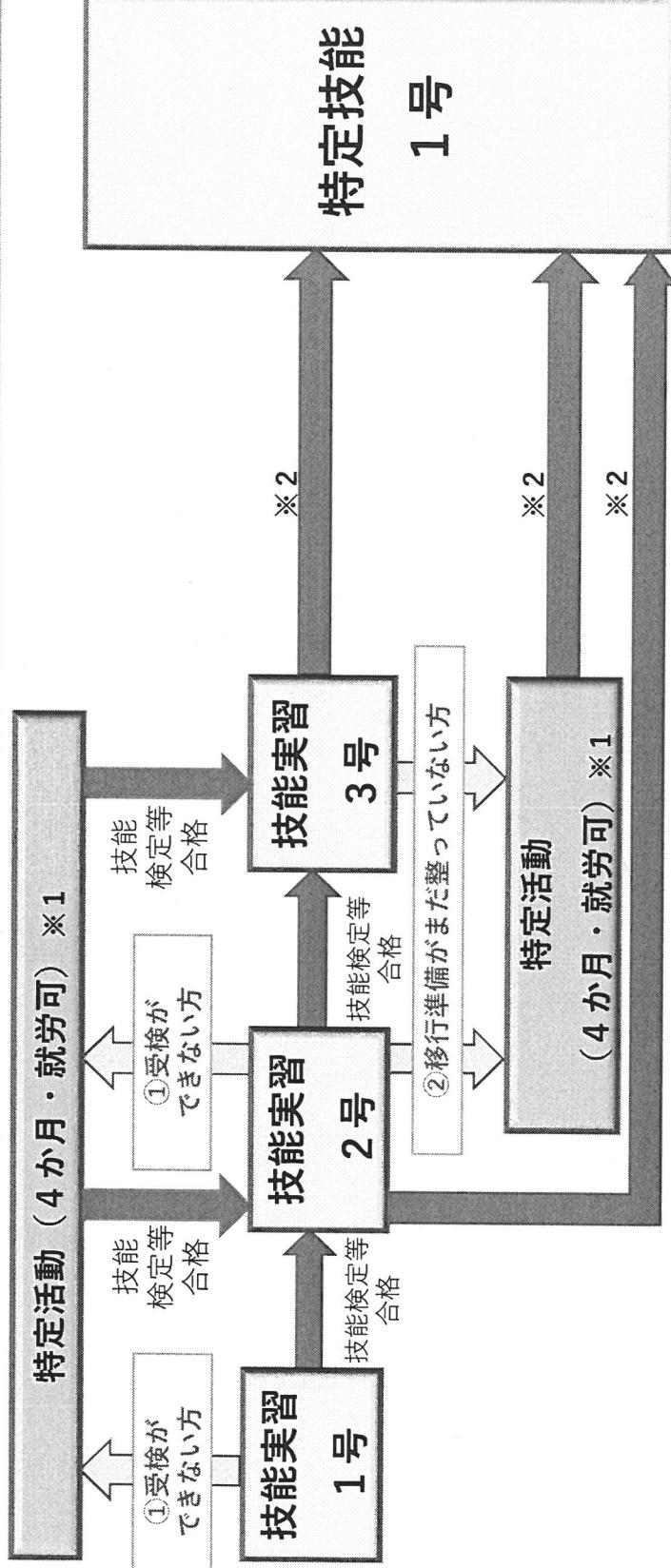
# 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生の在留諸申請の取扱いについて（チャート図）



出入国在留管理庁  
Immigration Services Agency of Japan

## 1. 引き続き本邦に在留する方

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、①技能実習修了時の技能検定等の受検ができない方、②「特定技能1号」への移行準備がまだ整っていない方、③「技能実習3号」への移行を希望される方は、次の手続をとることができます。



## 2. 本国への帰国が困難な方

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、本国への帰国が困難な方は、「短期滞在（90日・就労不可）」又は「特定活動（3か月・就労可）」への在留資格変更が可能です。  
(帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能です。)

※1 従前と同一の受入れ機関及び業務で就労を希望する場合に対象となります。

※2 技能実習2号を良好に修了した外国人は、特定技能1号への移行に必要な試験（技能、日本語）が免除されます。

開評発0327第1号  
令和2年3月27日

都道府県人材開発主管部（局）長 殿

厚生労働省参事官  
(能力評価担当)  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う技能実習生の在留資格の変更及びこれに伴う技能検定の受検の取扱いについて（通知）

平素より、技能検定制度の円滑な運用に御尽力いただき感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、技能実習生であって現段階の技能実習の目標である技能検定の受検ができないため次段階の技能実習へ移行できない者に対し、今般、出入国在留管理庁において、受検・移行ができるまでの間、「特定活動（4ヶ月・就労可）」への在留資格変更を可能とする取扱いを定めたところです。

については、本件取扱いにつきまして、下記の事項に御留意くださいますようお願ひいたします。

記

- 1 「特定活動（4ヶ月・就労可）」により在留期間を延長した者については、令和二年度技能検定実施計画（令和2年厚生労働省告示第39号）第一の一の（三）のウのなお書き等（別添）に規定する技能実習生に含めるものとして扱い、速やかに技能検定を実施していただきたいこと。
- 2 本件取扱いにより「特定活動」への在留資格変更が可能となったところであるが、「技能実習」の在留期間内に技能検定を受検いただくことが望ましいため、直近の新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえた上で、受検者、都道府県技能検定委員、補佐員及び事務員その他関係者の安全確保が可能であると判断される場合には、感染症対策に留意しつつ、技能実習期間中に技能検定を実施していただきたいこと。
- 3 本件取扱いにより「特定活動」の許可を受けた者が次段階の技能実習に移行した場合、当該段階の技能実習の上限期間から、本件「特定活動」により在留していた期間を差し引くことになっていることから、当該者に対する技能実習の適正な実施のために、「特定活動」の期間中の早期に技能検定を実施していただくよう御留意いただきたいこと。

(参考1) 「特定活動」の確認方法について

技能実習生が、今回示された出入国在留管理庁の対応の対象者か否かは、当該技能実習生の旅券に添付される指定書（出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号）別記第7条の4様式）において、「本邦において行うことができる活動」に「技能実習移行準備（就労可）」旨記載されていることにより確認することが可能。

(参考2) 出入国在留管理庁 HPについて

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生の在留諸申請の取扱いについて

<http://www.moj.go.jp/content/001317458.pdf>

- ・技能実習生に係る新型コロナウイルス感染症への対応について（Q&A）

※特に、Q&A8-1を御確認ください。

<http://www.moj.go.jp/content/001316780.pdf>